

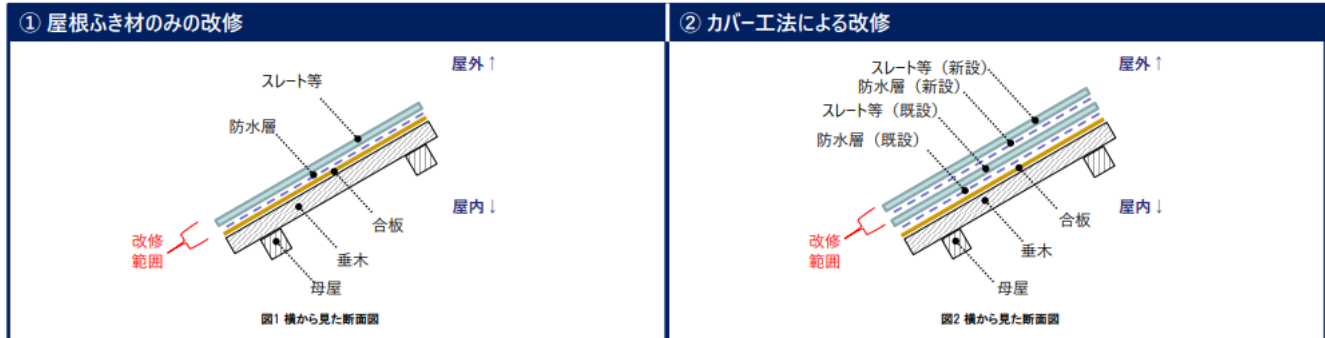
●木造戸建ての大規模なりフォームに関する建築確認手続きについて

○屋根の改修

○屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

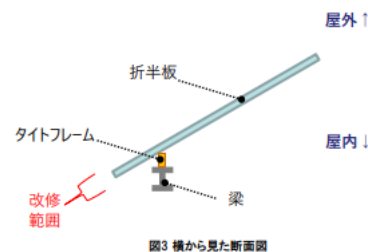
○また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）



< 注意 >

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。



○外壁の改修

○外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

○ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。

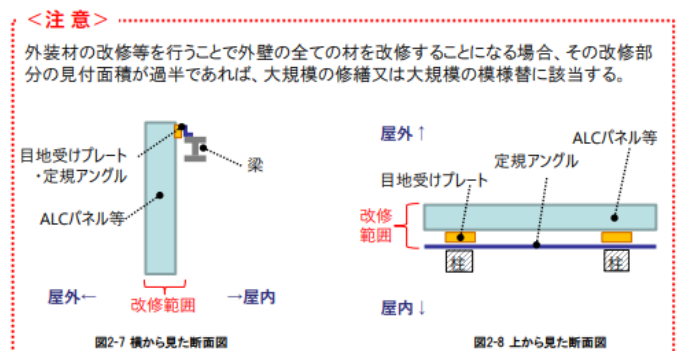
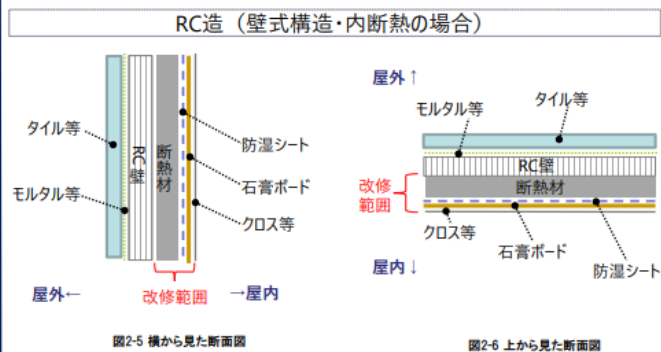
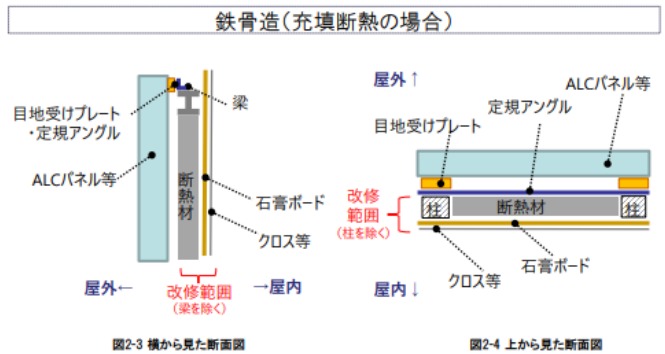
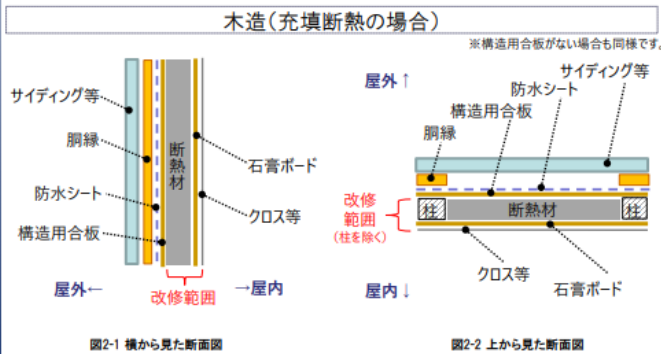
○既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）



大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等



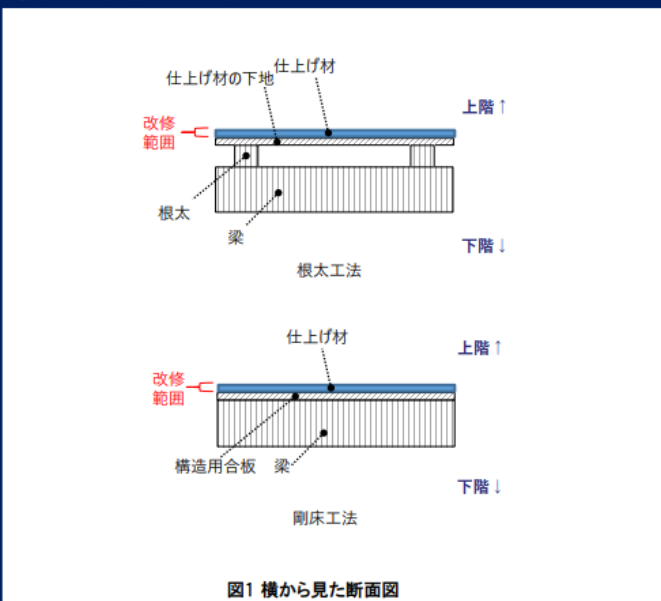
○床の改修

○床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

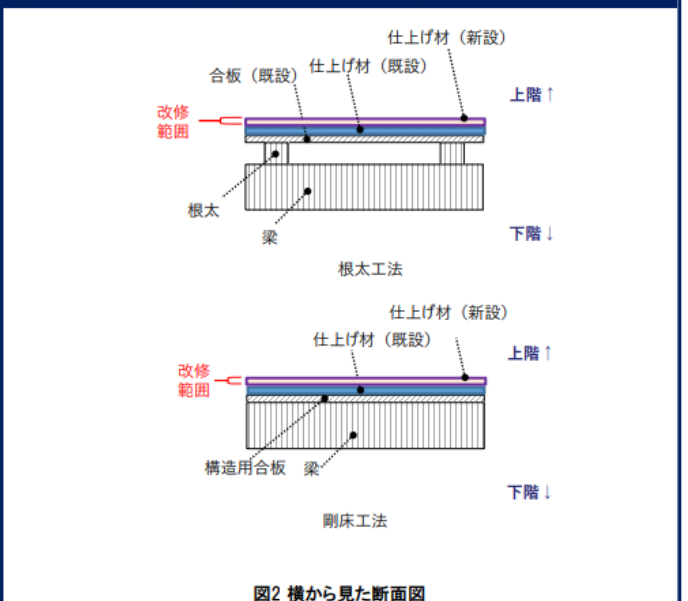
○また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等のみの改修



② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修



○階段の改修

○各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

○また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

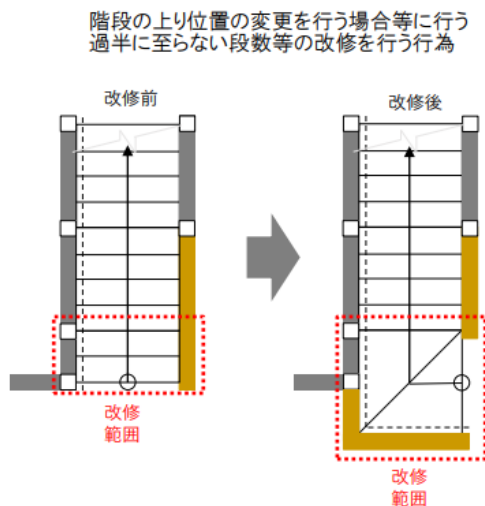


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

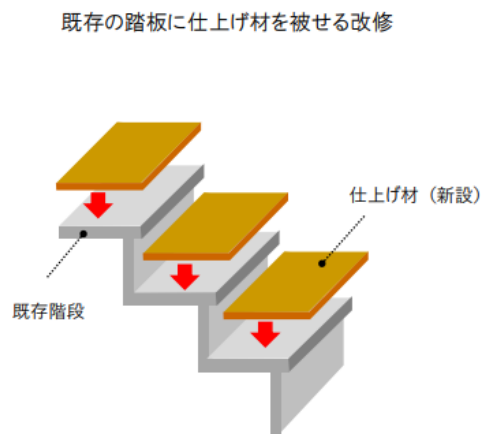


図2 階段改修イメージ

●木造戸建てのリフォームにおける建築確認手続きの要否について

建築確認手続きが不要な木造戸建てのリフォーム①

改修箇所	キッチン	トイレ	浴室
イメージ			
解説	キッチンの交換はすべて建築確認不要	トイレの交換はすべて建築確認不要	ユニットバスの交換はすべて建築確認不要

建築確認手続が不要な木造戸建のリフォーム②

改修箇所	手すり	スロープ	構造上重要でない間仕切壁
イメージ			
			
解説	バリアフリー化のための手すりの設置工事はすべて建築確認不要	バリアフリー化のためのスロープの設置工事はすべて建築確認不要	構造上重要でない間仕切壁のみを改修する場合は建築確認不要

1

建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム①

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談ください。

改修箇所	屋根		壁	
建築確認	要	不要	要	不要
イメージ				
				
				
解説	改修範囲が垂木にまで及ぶような改修で、改修面積が総水平投影面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要	カバー工法による改修の場合は建築確認が不要	改修範囲が壁を構成する主要な材にまで及ぶような改修で、改修面積が総面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要	カバー工法による改修の場合は建築確認が不要

建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム②

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談ください。

改修箇所	床（最下階の床は除く）		階段	
建築確認	要	不要	要	不要
イメージ				
				
				
解説	改修範囲が根太にまで及ぶような改修で、改修面積が総水平投影面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要		階段の過半（階ごとの総数に占める割合により判断）を架け替える場合は建築確認が必要	
	既存の床の上に新しい仕上げ材を被せる改修の場合は建築確認が不要		既存の階段の上に新しい仕上げ材を被せる改修の場合は建築確認が不要	

建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム③

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談ください。

改修箇所	柱（間柱、付け柱を除く）		梁（小梁を除く）	
建築確認	要	不要	要	不要
イメージ				
				
				
解説	柱の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要		梁の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要	
	柱の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半とならない場合は建築確認が不要		梁の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半とならない場合は建築確認が不要	